（独立行政法人理化学研究所法の一部改正）

第八十七条　独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人理化学研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十一条を次のように改める。

（理事の任期）

第十一条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十三条中「独立行政法人理化学研究所法」を「国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）」に改める。

第十七条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条第三項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第八十八条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

（副理事長及び理事の任期）

第十二条　副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十五条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）」に改める。

第十九条第一項中「中期目標（」を「通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、」に改め、同条第二項中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十条中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十三条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「次の中期目標の期間」を「次の中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十六条第一項中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（国立研究開発法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第八十九条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条第三項中「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に改める。

第十条を次のように改める。

（理事の任期）

第十条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第三項中「第二十条第四項」を「第二十条第五項」に改める。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条第二項を削る。

第二十七条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補**塡**」に改める。

第三十五条第二号中「第二十五条第一項又は第二十六条第一項」を「第二十五条又は第二十六条」に改める。

第三十六条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

附則第八条の四第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第八条の六第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第八条の七第二項を削る。

（独立行政法人日本芸術文化振興会法の一部改正）

第九十条　独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、四年とする。

第十三条第三項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第十五条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補**塡**」に改める。

第十八条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。